

事務局説明資料

2020年9月30日
金 融 庁

目次

I	検討の背景	2
II	検討課題に関連する指摘	7
	・ 金融審議会総会（2020年9月11日）における委員の主な御指摘（銀行制度等の見直し関係）	8
	・ [参考] ポストコロナの経済・金融に関する外国当局等のコメント	10
III	制度の概要と改正経緯	12

検討の背景

検討の背景

- ポストコロナにおいて、企業は、デジタル・トランスフォーメーションの進展やサプライチェーンの再構築、サービス提供の非対面化などの構造改革に、的確に取り組んでいく必要があると考えられる。
- 銀行は、実体経済の回復を支えつつ、こうした構造改革を力強く後押しし、さらには、少子高齢化や人口減少に直面する地域社会の課題解決に積極的な役割を果たすことが求められている。

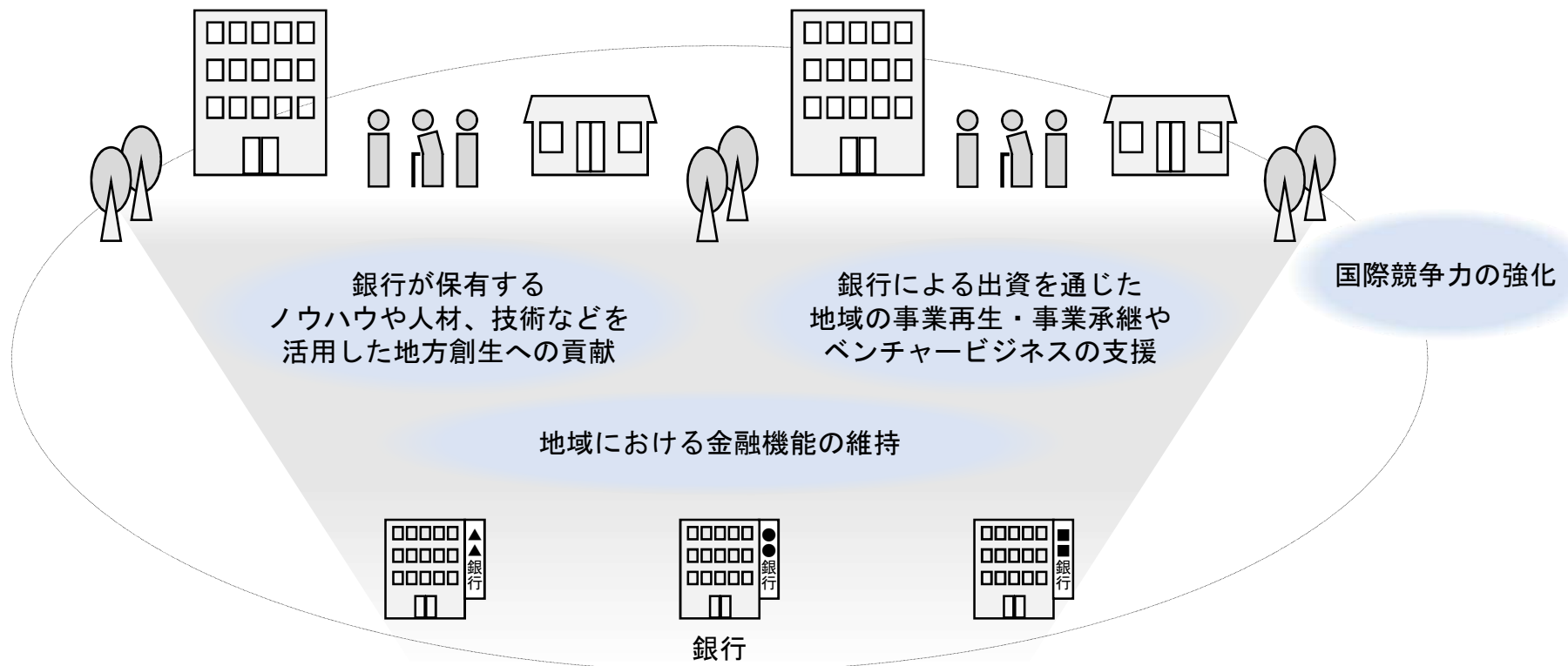
諮問事項

- 銀行制度等のあり方に関する検討

人口減少など社会経済の構造的な課題や新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえ、金融システムの安定を確保しつつ経済の回復と持続的な成長に資するとの観点から、銀行の業務範囲規制をはじめとする銀行制度等のあり方について検討を行うこと。

銀行制度等ワーキング・グループにおける検討課題

- 人口減少・少子高齢化といった構造的課題に対応し、**地域社会・経済を活性化していくことが喫緊の課題。**特に今後は、**ポストコロナも見据え、地方創生の取組みを加速していく必要があります。**こうした取組みにおいて**銀行は、重要な役割を果たすことが求められている。**
- このため、**地方創生に資する銀行の取組みを後押しする観点などから、制度のあり方を検討する。**



【参考】「成長戦略フォローアップ」（2020年7月17日閣議決定）記載の検討項目

- ・ 銀行の他業禁止規制の緩和についての検討
- ・ 銀行の一般事業会社への出資規制の緩和についての検討
- ・ 銀行が保有する人材や技術などのリソースの活用に向けた検討
- ・ 国際競争力の強化に向けた検討
- ・ 一般事業会社による銀行保有のあり方の検討

銀行を始めとする既存の金融機関への規制上の制約の見直し

- ・ デジタル化の進展に伴い、新たな金融プレイヤーの多くが金融・非金融を組み合わせた事業を展開している中、既存の金融機関がこのような状況に対応できるようにするため、規制を見直す。

① 銀行グループの他業規制の緩和

- ・ 銀行グループが社会的意義のある事業に積極的に取り組めるよう、銀行業高度化等会社制度について、リスク遮断の観点から優れた兄弟会社形態のものについて一定の場合は認可制でなく届出制とすることや、デジタル化、地方創生、SDGs (Sustainable Development Goals) といった事業に積極的に取り組めるよう要件を見直すことを検討するなど、2020年度中に制度を抜本的に見直す。

② 銀行グループにおける事業会社出資規制 (5%・15%ルール) の在り方の検討

- ・ 銀行グループの事業会社出資については、出資額にとどまらない事業リスク波及の可能性や銀行グループによる優越的地位の濫用・産業支配といった留意点がある一方で、配当収益の獲得、融資先への支援といったメリットがあることから、低金利環境の長期化や事業再生・事業承継やベンチャー支援の必要の高まりといった状況の変化を踏まえ、その在り方を検討し、2020年度中に結論を得る。
- ・ このほか、銀行グループと事業会社グループとの間のイコールフットィング確保の観点から、事業会社の保有する銀行の在り方についても、銀行を保有する既存の事業会社グループへの影響には十分留意しつつ、検討する。

③ 銀行グループの保有リソースの最大活用

- ・ 銀行グループが保有する人材、データ、システムといったリソースを最大限に活用するため、広告ビジネスやITシステムの提供等が可能となるよう、付随業務・従属業務に係る規制について2020年度中に関連規制を見直す。

④ グローバル競争における同業他社とのイコールフットィングの確保

- ・ 我が国金融機関が海外の同業他社と同じ競争条件で切磋琢磨し我が国金融資本市場の魅力が高められるよう、(a) 銀行・保険会社の海外子会社の業務範囲規制の緩和、(b) 外国法人顧客に関する情報の銀証ファイアーウォール規制の対象からの除外等について検討する。なお、国内顧客を含めたファイアーウォール規制の必要性についても公正な競争環境に留意しつつ検討する。

■ 顧客・地域の再生に必要な業務を可能にするための銀行の業務範囲等の見直し

コロナ禍等の影響により社会経済のあり方が変わるとともに、構造的に少子高齢化の進展や人口の減少などが進む中、金融機関は、企業や個人によるこうした変革への対応を主体的に支援し、自らのビジネスの見直しを進めることが必要だ。

金融機関がこれらの課題により積極的に取り組むことのできる環境を整備し、もって金融機関が地域経済の再生や持続的な成長に貢献できるようにする。具体的には、経済の回復と持続的な成長に資する銀行制度等のあり方について、金融審議会において以下の検討を行う。

ア 銀行グループが、地方創生に資する業務など社会的に意義のある業務に積極的に取り組むことができるよう、**銀行の子会社や兄弟会社の業務範囲に関する規制**を見直す

イ 地域における事業再生や事業承継、ベンチャービジネスを支援していく観点から、**銀行グループによる一般事業会社への出資に関する規制**を見直す

ウ 銀行グループと事業会社グループとの間のイコール・フットィングを確保する観点から、**一般事業会社による銀行保有のあり方**について検討する

エ 銀行グループが保有する人材やデータ、ITシステムなどのリソースを最大限に活用する観点から、**銀行(本体)や子会社、兄弟会社が営むことができる業務に関する規制**を見直す

オ 我が国の銀行グループの国際競争力を強化する観点から、**銀行の、海外における子会社や兄弟会社の業務範囲に関する規制**を見直す

検討課題に関連する指摘

- 地域の再生に必要な業務を金融機関が行うことを可能にする業務範囲規制の見直しは、地方創生に取り組む立場からすると有難い。地域商社など様々な新しい取組みを金融機関が行う際に、現行規制が制約となっている可能性を考えると、時宜を得ていると考える。
- 新型コロナウイルス感染症等の影響により、金融サービスを含め、世の中のデジタル化が一層進展した。時代遅れになっている規制も多く、現在の業務範囲の下では、銀行がデジタル化に充分に対応できない可能性がある。こうした中、金融機関の様々な業務の可能性を検討することは望ましい。
- リーマン・ショック以降の内部留保の積立てにより、企業は、今回の「コロナ危機」においても流動性を確保することができた。一方、経済は、「投資をして成長していく」ことが必要である。危機の際にも銀行システムが十分に機能すれば、企業は安心して投資を行うことができる。銀行がハズオンで、融資先とともに危機を乗り越えることが重要である。
- 金融は他業態と比較して、健全性や透明性が重要な業態である。銀行規制の根幹をなす「銀商分離」政策の見直しなどにあたっては、その妥当性や弊害に充分配慮する必要がある。既存規制には、立法当時の趣旨や目的がある。規制の沿革や諸外国の状況、日本固有の事情などを踏まえ、総合的な検討を行うことが望ましい。
- 地方創生や新型コロナウイルス感染症等への対応は重要ではあるが、それらを「錦の御旗」にして、理屈なしに、なし崩し的に規制緩和を行うことのないよう気をつけるべき。
- 銀行の業務範囲規制を見直すことの意義は大きいですが、銀行が、新興のベンチャー企業と「同じ土俵で戦う」ことになる可能性もある。銀行とベンチャー企業が互いに切磋琢磨し、ともに成長できるような環境になることを期待する。

経済財政運営と改革の基本方針（2020年7月17日閣議決定）（抄）

今回の感染症拡大は、各国の言わば脆弱な部分を攻めてきており、我が国の場合も、課題やリスク、これまでの取組の遅れや新たな動きなどが浮き彫りとなった。例えば、

- 今般の感染症対応策の実施を通じて、受給申請手続・支給作業の一部で遅れや混乱が生じるなど、特に行政分野でのデジタル化・オンライン化の遅れが明らかになった。
- 今回の感染症拡大を通じて、大都市において人口密度が高く、集住して日常活動を行うことのリスクや、経済機能等の国の中枢機能が一極に集中していることのリスクが改めて認識されている。
- 今回の感染症拡大に伴い人の移動に制約があった中で、テレワークや遠隔診療・遠隔教育などリモートサービスの活用・定着が進み始めたことは、国民の意識変化につながっており、働き方を変えたり地方移住を前向きに考えるという気運が増している。
- 新技術を活用できるデジタル専門人材等が不足している。また、かつて我が国の強みであったイノベーションの減速が顕著で、多くの分野で国際競争力が減退している。
- 感染症拡大の影響で、特に非正規雇用者やフリーランス、中小・小規模事業者がより厳しい生活・事業状況を強いられるなど、弱い立場の方々がしわ寄せを受けて苦境に陥っている。こうした事態が固定化すれば、格差が拡大し社会が分断されかねない。
- デジタル化や自動化、AI活用等の広範なデジタルトランスフォーメーションの加速に伴い、データ流通やデジタル経済の国際的な寡占化に対する懸念も深まっており、こうした分野をはじめとして国際標準や自由で公正な新たなルールづくりなどが早急に必要である中で、我が国が積極的に主導する必要がある。
- 人流・物流が制限される中で、基礎的生活物資や製造業の不可欠な部品の供給が、特定国・地域に依存していたサプライチェーンの脆弱さが表面化した。

こうしたことのほかにも、第四次産業革命の到来やエネルギー・環境制約の高まり、大規模自然災害の頻発、今年度の新規国債発行額が戦後最大の90兆円以上に達するなど社会保障と財政の持続可能性に係る構造的な問題がある。

[参考] ポストコロナの経済・金融に関する外国当局等のコメント（1）

■ 国際決済銀行（BIS） 年次経済報告書（Annual Economic Report） [2020年6月30日]

- [今回のような危機には] 3つのフェーズがありうる。それは、非流動性（illiquidity）、支払不能（insolvency）、そして回復（recovery）である。 [中略] 支払不能が発生する場合、政策には2つの目的がある。 1つは、過剰負債への対処として、[中略] バランスシートを再構築することである。 もう1つは、余剰能力を削減し、持続可能性が低い産業や企業から、より持続可能性が高いところへとリソースを移すことを助けることにより、重要な実質的な調整（underlying real adjustment）を推進することである。
[中略] 現在は、一般的には非流動性のフェーズを抜け出そうとしているところであり、回復のタイミングが不透明な一方で、支払不能のリスクが生じ始めている（looming）ところである。
- 今回のショック（Covid-19 shock）は特に中小企業にとって困難なものである。 ロックダウンにより特に影響を受けた、ホテル・レストラン・建設などの産業では、小規模な企業ほど、より重要である傾向がある。そのような企業は、大企業に比べて内部資金調達に頼ることが多く、外部資金調達の選択肢は少ない傾向にある。 [中略] そのため、銀行との取引がなければ、外部資金調達へのアクセスが一層困難になる可能性がある。
- 全体として、銀行は、家計と企業の資金調達需要の増加の少なくとも一部を満たすことができた。これは、資本市場の発展にもかかわらず、銀行が家計と企業の主たる貸し手であり続けるということなので、特に重要なことである。
- 世界金融危機以後の資本バッファの増加（つまり、最低資本要件超過の増加）は、銀行が資金需要を満たし続けるであろうという安心感を与えるはずである。 [中略] 一方で、いくつかの経済圏における銀行の慢性的な低収益は、銀行のバランスシートの拡大を阻害した可能性がある。
- ロックダウンの間、まずは、家計と（持続可能な）企業が経済活動の突然の停止を生き残ることを確保することが優先事項である。
- 倒産（bankruptcies）を手続において拙速に進めることは、今後の成長の推進力を失わせることになる。 一方で、倒産を不必要に遅らせ、持続不可能な企業を延命することは、経済成長に必要な構造改革（structural adjustment）を遅らせることになる。

■ 金融安定理事会（FSB）議長／米国連邦準備制度理事会（FRB）副議長 ランダル・クォールズ [2020年5月12日]

- 現在、金融機関は、危機の始まりから経済回復の達成までの橋渡し役として、混乱に対処する上できわめて重要な役割を果たしている。
- 銀行は、借り手が予見できず、また、引き起こしたものではない困難を借り手が乗り切るため、借り手に柔軟性を提供し、建設的に借り手と協働し続けなければならない。

■ 英国中央銀行（BOE）副総裁 ジョン・カンリフ [2020年6月9日]

- 金融政策委員会（FPC）のストレステストは、重大な金融危機から得た重要な教訓の1つ、すなわち、銀行が強靱さを持ち、デレバレッジするのではなく、ストレス下の実体経済において信用取引を維持することに活用できれば、銀行自身にもより良い結果がもたらされるということ、も示している。

[参考] ポストコロナの経済・金融に関する外国当局等のコメント（2）

■ 国際通貨基金（IMF） 国際金融安定性報告書（Global Financial Stability Report） [2020年4月14日]

- 世界金融危機以後、いくつかの先進経済圏における銀行にとって、[低い]収益性は、根強い課題であり続けている。
- ひとたび差し迫っての課題が収まれば、銀行は、手数料収入の増加やコスト削減を含め、収益への圧迫を軽減するための手段を講じることができるであろうが、収益性への圧力を完全に軽減することは難しいかもしれない。
- 中期的には、銀行は、過剰なリスクをとることで、失った収益を回収しようとするかもしれない。もしそうなった場合、銀行システムの脆弱性が高まり、将来的な問題の火種をまくかもしれない。
- 当局は、過剰なリスクテイクから生じる脆弱性を軽減し、経済への十分な信用の流れを確保することを助けるために、銀行統合（bank consolidation）への構造的障害を取り除くこと、銀行のリスク評価と監督に低金利環境シナリオを組み込むこと、そして、銀行の過剰なリスクテイクのインセンティブを抑制するためにマクロプルーデンス政策を用いることを含め、多くの政策を実施することが可能である。

■ 国際通貨基金（IMF）専務理事 クリスタリナ・ゲオルギエバ [2020年6月・7月15日]

- 今回の危機によって長きにわたり消費のパターンが変わり、多くの雇用が失われたまま二度と戻ってこないだろう。そのため、再訓練などを通じて、縮小する産業から成長する産業へと移行できるよう労働者は支援され続けるべきである。
- 経済が安定する間は、我々は効率性や収益性だけでなく、持続可能性や強靭さを優先するよう、経済を方向転換させる機会を得るのである。

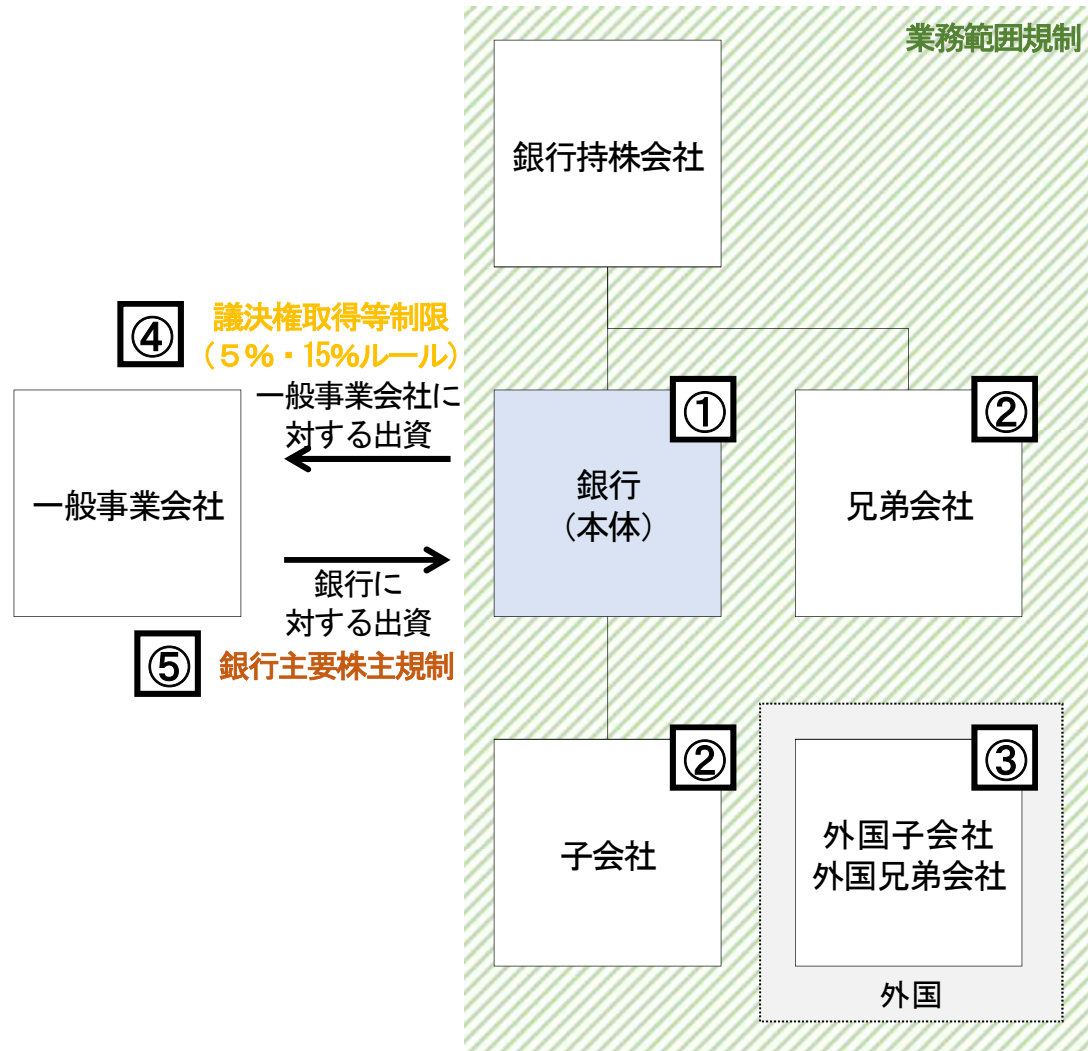
■ シンガポール金融管理局（MAS）長官 ラヴィ・メノン [2020年6月22日・9月2日]

- 今回のパンデミック（Covid-19 pandemic）はデジタルサービスの利用を加速させた。
 - 安全な距離の確保措置（safe distancing measures）や移動制限の中で、多くの企業が、ビジネスを行うためデジタルチャンネルへ移行した。
 - eコマース・オンライン教育・遠隔医療・リモートワーク・インターネット銀行などが急速に発達した。
- デジタル化は産業を強靭にする1つの方法である。〔中略〕強靭さを確保するためには、デジタル化は全面的（end-to-end）である必要がある。たとえ、対面でのやり取り、署名、現金支払いなどが求められる1つの手続を除き、すべてのプロセスがデジタル化されたとしても、“デジタルチェーン”は壊れ、強靭さは損なわれてしまう。金融サービスにおいて、これは我々がずっと目標にしてきたことである。

制度の概要と改正経緯

検討課題に関連する主な規制（１）：全体像

- 検討課題に関連する主な規制として、業務範囲規制（①銀行（本体）の業務範囲、②子会社・兄弟会社の業務範囲、③外国子会社・外国兄弟会社の業務範囲）、④議決権取得等制限（５％・１５％ルール）、⑤銀行主要株主規制がある。



業務範囲規制

- 銀行グループが営むことができる業務は制限されている。
- その趣旨は、以下にあるとされている〔金融審議会 金融制度スタディ・グループ『中間整理』（2018年6月）ほか〕。

- ・ 他業リスクの排除
- ・ 利益相反取引の防止
- ・ 優越的地位の濫用の防止 等

①銀行（本体）の業務範囲

- 預金などの固有業務と、それに付随する業務等

②子会社・兄弟会社の業務範囲

- 子会社は、銀行（本体）とは別の法人格であることなどから、その業務範囲は銀行（本体）より広範
- 銀行（本体）へのリスク遮断に優れる兄弟会社の業務範囲は、子会社よりもやや広範

③外国子会社・外国兄弟会社の業務範囲

- ※ このほか、銀行持株会社の業務範囲は、グループの経営管理業務や共通・重複業務などに限定されている。

④議決権取得等制限（５％・１５％ルール）

- 銀行グループによる一般事業会社の議決権の取得・保有は、一定の割合以下に制限されている。
- その趣旨は、議決権の取得・保有による業務範囲規制の趣旨の没却を防ぐためであるとされている。

⑤銀行主要株主規制

- 銀行に対し、実質的に影響力を行使しうる株主については、内閣総理大臣の認可を必要とし、監督のための諸規定が置かれている。
- その趣旨は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するためであるとされている。

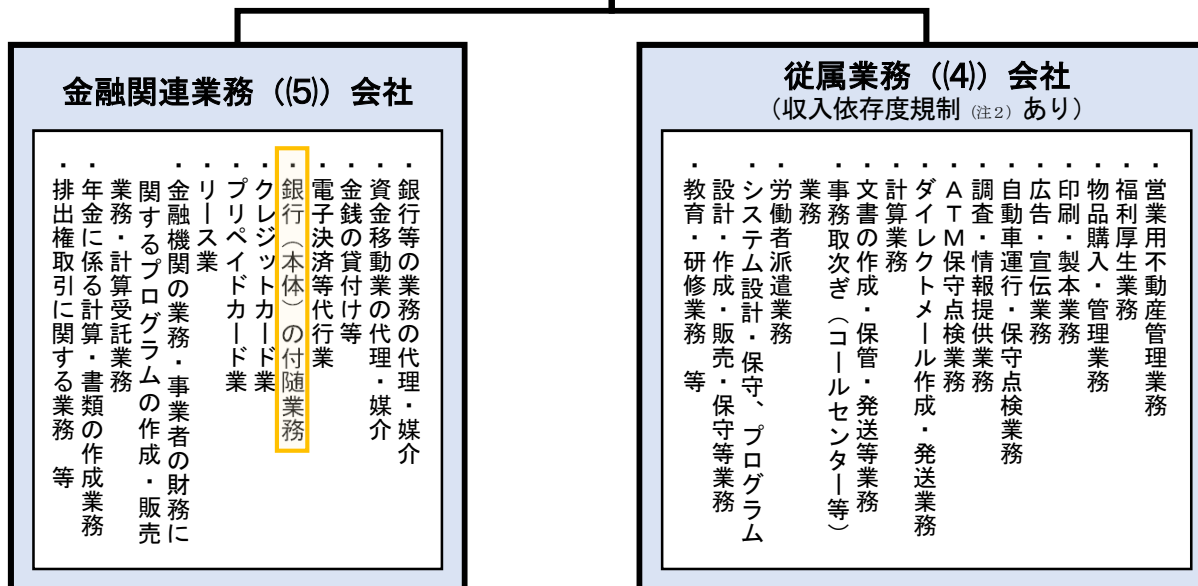
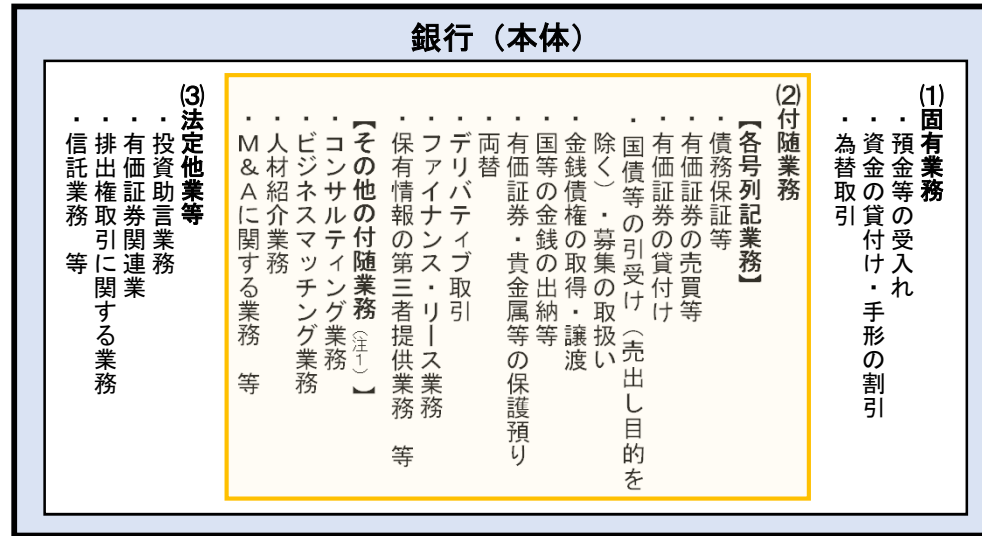
検討課題に関連する主な規制（2）：改正経緯

	業務範囲規制			④議決権取得等制限 (5%・15%ルール) (注)	⑤銀行主要株主規制
	①銀行(本体)	②子会社・兄弟会社	③外国子会社・外国兄弟会社		
1981年 新銀行法	<ul style="list-style-type: none"> 固有 預金、貸付、為替 付随 債務保証、金融業代理、金銭事務、両替等 	<ul style="list-style-type: none"> 関連会社に係る通達(1975年蔵銀第1968号)において、銀行は、関連会社に、従属業務や金融関連業務に相当する業務を行わせることが認められていた(同通達は1998年に廃止)。 	<ul style="list-style-type: none"> 外国銀行を保有することは認められていた。 外国銀行の保有に関する規定の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 独占禁止法には、従来、競争政策の観点から、 - 純粋持株会社の禁止 - 銀行等による一般事業会社の株式取得等の原則禁止の規定が存在。上記のうち純粋持株会社は、1997年の独占禁止法改正により解禁。 関連会社に係る通達(1975年蔵銀第1968号)において、銀行は、関連会社に、ベンチャー・キャピタル業務を行わせることが認められていた(同通達は1998年に廃止)。 	
1992年					
1997年	銀行持株会社制度【創設】				
1998年	<ul style="list-style-type: none"> 金融等デリバティブ 	兄弟会社業務範囲(限定列举方式)【創設】		15%ルール【創設】	
		子会社業務範囲(限定列举方式)【創設】		<ul style="list-style-type: none"> ベンチャービジネス会社【投資専門会社経由の保有】 5%ルール【創設】 	
2001年					銀行主要株主規制【創設】
(期間切れ)					
2008年	<ul style="list-style-type: none"> 外国銀行代理 排出権取引に関する業務 	<ul style="list-style-type: none"> 商品現物取引会社【兄弟会社のみ】 	金融審議会金融分科会第二部会	<ul style="list-style-type: none"> 事業再生会社【投資専門会社経由の保有】 	
2011年	<ul style="list-style-type: none"> ファイナンス・リース業務 				
2013年			金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ		
2016年			<ul style="list-style-type: none"> 外国金融グループ買収時の業務範囲規制の適用猶予 	<ul style="list-style-type: none"> 事業再生会社【本体による直接保有】 地域活性化事業会社【投資専門会社経由の保有】 	
		<ul style="list-style-type: none"> 銀行業高度化等会社 		金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ	
2019年	<ul style="list-style-type: none"> 保有情報の第三者提供業務 		金融制度スタディ・グループ	<ul style="list-style-type: none"> 事業承継会社【投資専門会社経由の保有】 	

(注) 議決権取得等制限の例外となる会社の要件は、例えば以下の通り改正されてきた。【ベンチャービジネス会社】2008年：設立日から「5年」を経過していない(会社)という要件を「10年」に緩和。2014年：いわゆる第二創業(新事業活動の開始)を行う会社を対象に追加。【事業再生会社】2019年：銀行(本体)が直接保有する場合の要件である「裁判所等の関与」を「銀行等以外の第三者の関与」に緩和。【地域活性化事業会社】2019年：地域経済の活性化に資することを目的として、銀行等以外の第三者が関与して策定した事業計画を実施している会社を対象に追加。

①銀行（本体）の業務範囲等

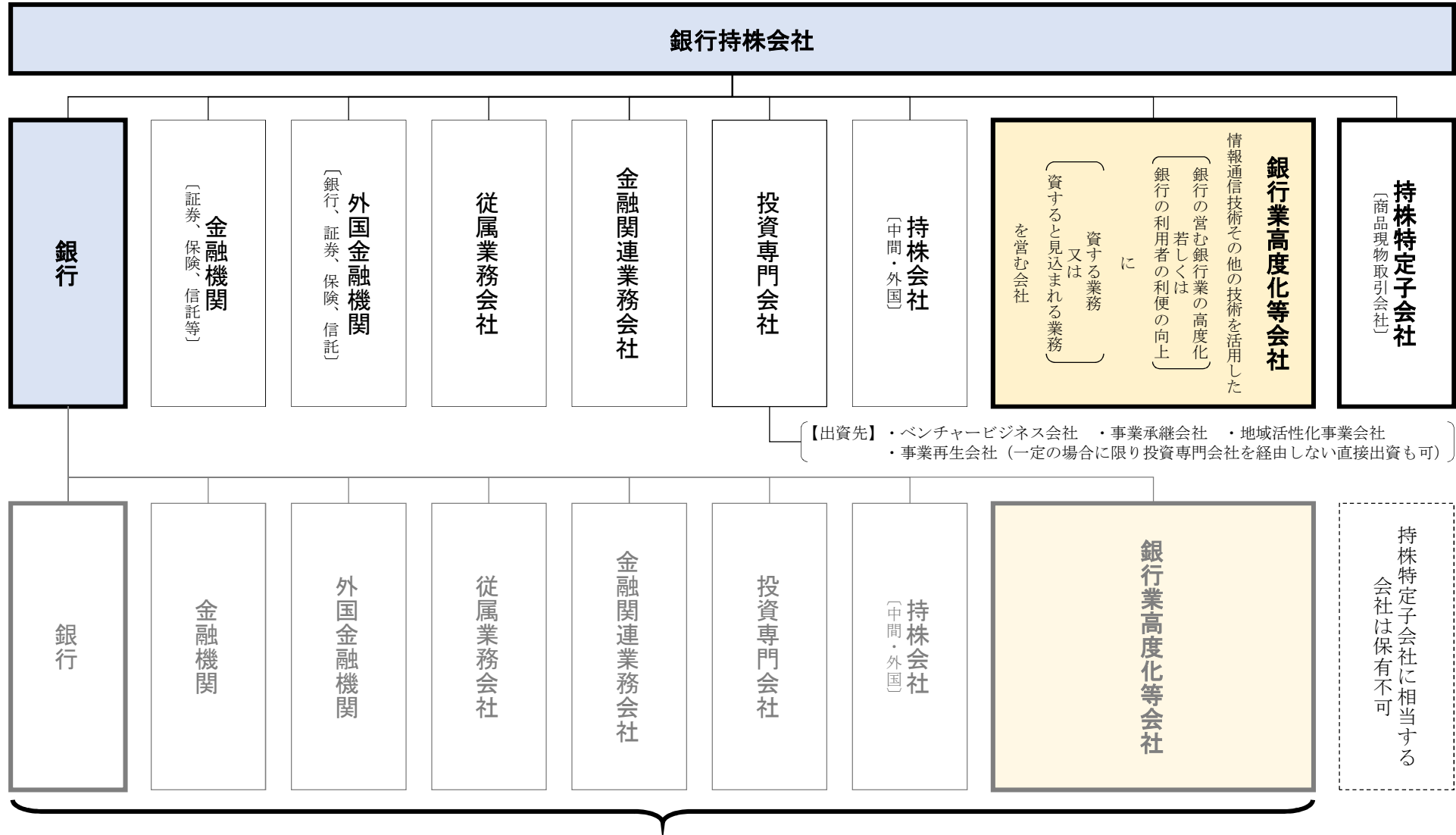
- 銀行（本体）は、(1)固有業務、(2)付随業務、(3)法定他業等以外の業務を営むことが禁止されている。
- (4)銀行のいわゆるバックオフィス業務（従属業務）や、(5)銀行業等に付随・関連する業務（金融関連業務）は、子会社・兄弟会社において営むことができる。



(注1) 「その他の付随業務」の範囲にあるかどうかの判断基準（監督指針）
 他業が禁止されていることに十分留意し、以下のような観点を経合的に考慮
 (1)固有業務及び(2)付随業務のうち【各号列記業務】に準ずるか
 規模が、その業務が付随する固有業務の規模に比して過大なものとなっていないか
 銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められるか
 銀行が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用を資するか
 (注2) 収入依存度規制は、従属業務会社が、銀行（本体）・銀行グループのために業務を営んでいることを確保する観点から設けられている。具体的には、従属業務会社は、銀行・銀行グループからの収入が一定割合以上あることが求められている。

②子会社・兄弟会社の業務範囲

- 子会社と兄弟会社の業務範囲は概ね同一である。ただし、兄弟会社は銀行（本体）へのリスク遮断に相対的に優れていることに鑑み、商品現物取引会社は、兄弟会社としての保有のみが認められている（持株特定子会社）。
- 銀行業高度化等会社として、現在までに、フィンテック企業や地域商社が設立されてきた。

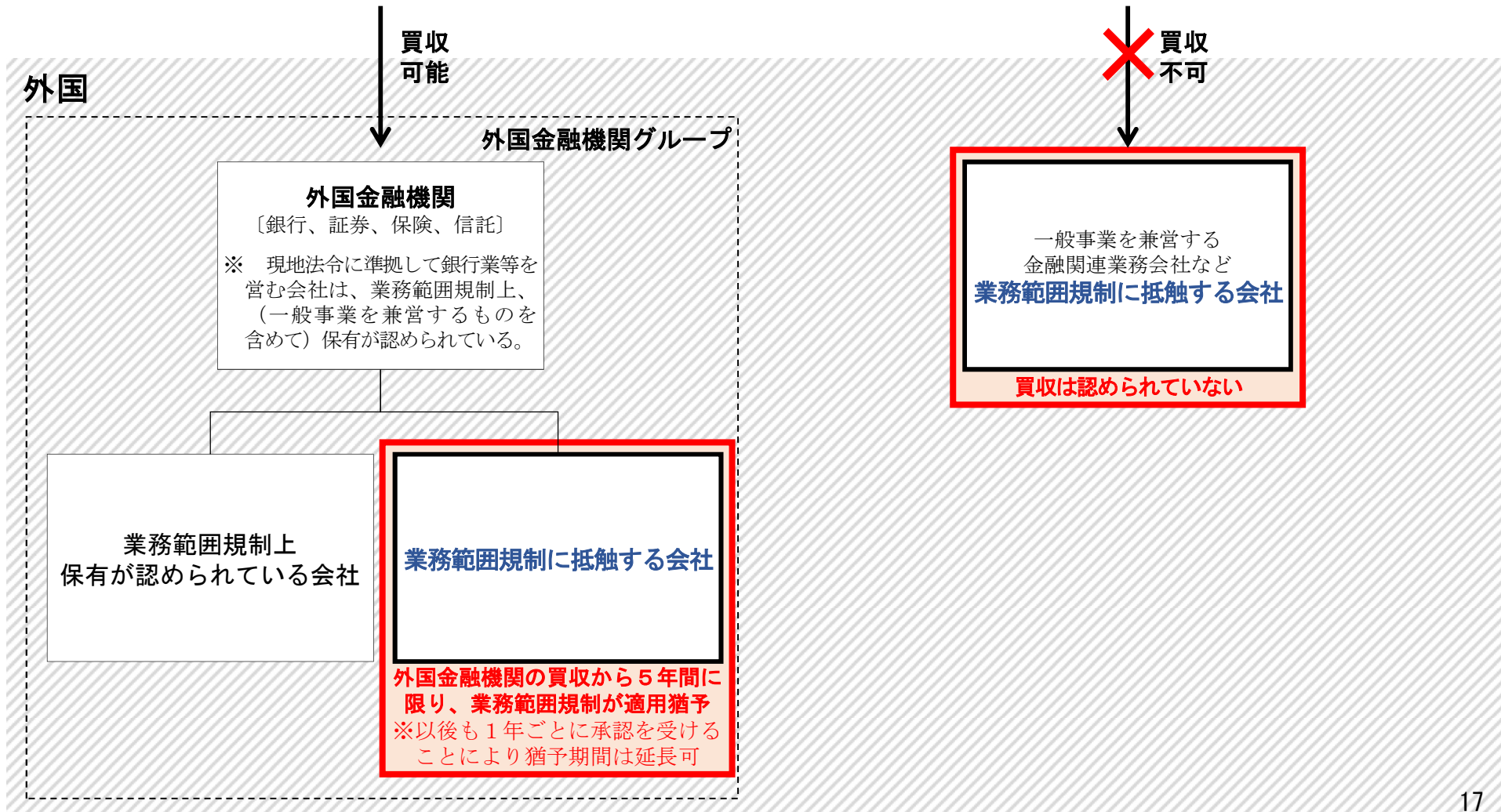


持株特定子会社を除き、子会社の業務範囲と兄弟会社の業務範囲は同一

③外国子会社・外国兄弟会社の業務範囲

- 銀行・銀行持株会社が買収した外国金融機関が、業務範囲規制に抵触する外国の会社を子会社として保有していた場合、原則5年以内に、その子会社を売却するなどの措置を講じなければならない。
- また、一般事業を兼営する金融関連業務会社など業務範囲規制に抵触する会社の買収は認められていない。

銀行・銀行持株会社



④議決権取得等制限（5%・15%ルール）

- 銀行とその子会社が合算して、国内の一般事業会社の議決権の5%（銀行持株会社とその子会社の場合15%）を超えて取得することは、原則禁止されている。ただし、担保権の実行などにより止むを得ず取得する場合のほか、ベンチャービジネス会社など一定の会社の議決権の取得は、例外として認められている。

議決権取得等制限の例外となる一定の会社

銀行・銀行持株会社

投資専門会社

↓ 出資

出資

■取得等議決権比率の上限：100%

●ベンチャービジネス会社【15年】

- ・ 非上場の中小企業で、(1)設立10年未満、かつ、(2)前事業年度の試験研究費等が総収入比3%超の会社 等

●事業再生会社【10年】

- ・ 非上場で、(1)再生計画認可の決定（民事再生法）を受けている会社、(2)経営革新計画の承認（中小企業等経営強化法）を受けている会社、または、(3)合理的な経営改善のための計画に基づくデット・エクイティ・スワップの対象となる会社 等

●事業承継会社【5年】

- ・ 非上場で、代表者の死亡等に起因して、その事業の承継のために支援の必要が生じた会社であって、事業承継計画に基づく支援を受けている会社

■取得等議決権比率の上限：「子法人等」に該当しない範囲

●地域活性化事業会社【10年】

- ・ 上場または非上場で、地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であって、銀行等以外の第三者（商工会やコンサルティング会社など）が関与して策定した事業計画を実施している会社 等

■取得等議決権比率の上限：100%

●事業再生会社【3年（中小企業は10年）】

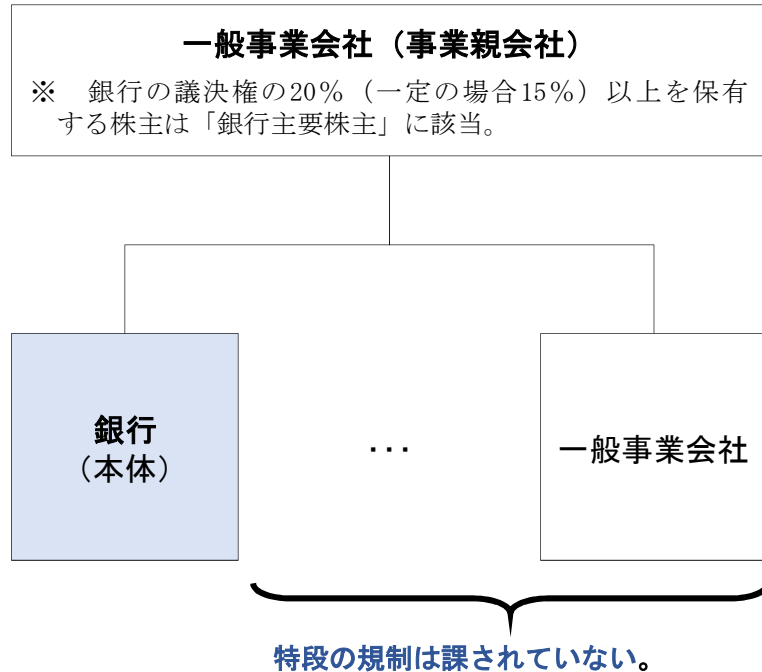
- ・ 左記要件を満たし、さらに、銀行等以外の第三者が関与して事業計画を策定している会社 等

※ 【】は議決権の保有可能期間の上限。

⑤銀行主要株主規制

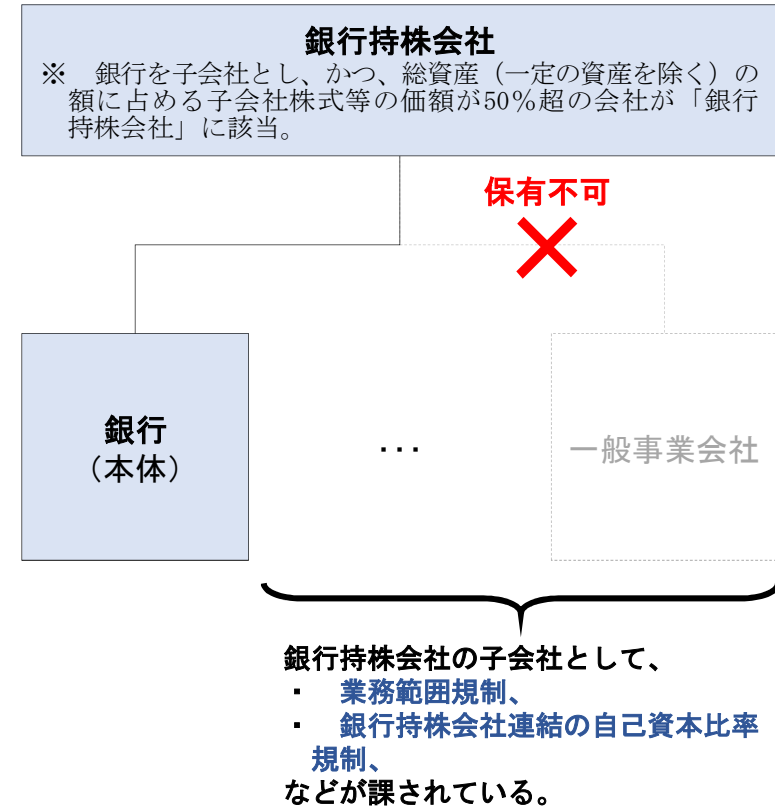
- 銀行の議決権を一定以上保有する一般事業会社（「事業親会社」）は、銀行の主要株主として規制される。ただし、（「銀行持株会社」を頂点とする場合とは異なり）「事業親会社」の子会社（銀行の兄弟会社）には特段の規制は課されていない。

「事業親会社」を頂点とするグループ



- 事業親会社（主要株主）に対する監督**
- ・ 報告徴求、立入検査
 - ・ 銀行経営の健全性を確保するための経営計画の提出命令（議決権を50%以上保有する場合）

【参考】「銀行持株会社」を頂点とするグループ



- 銀行持株会社（本体）に対する監督**
- ・ 報告徴求、立入検査
 - ・ 銀行経営の健全性を確保するための経営計画の提出命令

※ 銀行（本体）及びその子会社に課されている規制は、上記左右の場合において同じである。